

第6回 医道審議会医道分科会	資料3
診療科名標榜部会	
令和7年9月4日	

## その他の事項

## その他の事項について

- 令和6年に閣議決定された「規制改革実施計画」及び「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、標榜可能な診療科名に「総合診療科」を追加することについて検討し、令和7年に結論を得る、とされている。

### ◎ **規制改革実施計画**（令和6年6月21日閣議決定）

厚生労働省は、特定の臓器や疾患を超えた多様な問題を抱える患者等が、総合診療を担う医師の受診を希望する場合の医療へのアクセスを円滑化する観点から、医学医術に関する学術団体の意見を踏まえつつ、標榜可能な診療科名に総合診療科を追加することについて、検討し、結論を得る。

【実施時期】 令和6年度検討開始・令和7年結論

### ◎ **令和6年の地方からの提案等に関する対応方針**（令和6年12月24日閣議決定）

標榜可能な診療科名（施行令3条の2）については、患者が総合診療を担う医師の受診を希望する場合の医療へのアクセスの円滑化に資するよう、医学医術に関する学術団体の意見を踏まえつつ、総合診療科を追加することについて検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。



- 上記（閣議決定）を踏まえて、厚生労働省としては、現在、総合診療に関連する学術団体等に検討を依頼しているところ。